

馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書

現在国においては、新型コロナウイルス感染症対策や東京オリンピック・パラリンピック等大変重要な状況にあり、その対策等十分配慮をいただいていることに深く感謝申し上げます。

防衛省においては、鹿児島県西之表市の馬毛島に自衛隊施設を整備する計画を進めており、すでに地権者より島の大部分を取得し、環境アセスメントや管理用道路整備工事の入札実施等自衛隊施設の整備に向けて、着々と進められているのが現実です。

このような中、種子島島内においては、官民一体となって自衛隊関連施設の誘致活動を活発に行っている自治体もあり、このままでは同関連施設が西之表市以外に整備され、基地に勤務する隊員及びその家族の居住に伴う経済効果等の恩恵を受けられなくなることを危惧するところでもあります。

自衛隊の施設整備推進に当たり、馬毛島を行政区域に持つ地元自治体である西之表市に対し、格段の配慮を強く求め、以下の点について要望いたします。

記

- 1 馬毛島における施設建設及び運用については、丁寧な説明の上、住民の理解を得て早急に行うこと。
- 2 施設の建設及び運用に当たっては、安心・安全を最優先に行うこと。
- 3 施設建設における物品等の調達については、地元調達に努めるとともに、整備工事・施設の維持においては、地元企業の受注機会を確保し、作業員の食料や宿泊は可能な限り西之表市内において調達すること。
- 4 施設建設及び運用時における作業員及び隊員の食料等の調達については、地元農水産物を可能な限り使用すること。
- 5 自衛隊馬毛島基地（仮称）に勤務する自衛官の官舎は、馬毛島を行政区に持つ西之表市に設置すること。
- 6 馬毛島への通勤のための定期船は、西之表港を整備し運用すること。
- 7 恒久的な施設と共存する地元自治体の負担を考慮し、再編交付金の10年間の期間終了後は、それに代わる支援措置を講じること。
- 8 基地機能及び運用が変更される場合は、地元に対し早急に十分かつ正確な情報提供を行うこと。
- 9 基地整備後の運用に当たっては、訓練の内容や期間等地元に正確かつ迅速に説明するとともに、訓練による事故・事件についても同様に情報提供を行うこと。また、西之表市との間に連絡窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月23日

鹿児島県西之表市議会